

各務原市環境行動優良事業所認定制度要綱

(平成20年4月1日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、地域及び地球的規模の環境対策、廃棄物対策並びにその他環境配慮等（以下「環境行動」という。）に積極的に取り組んでいる市内の事業所又は事業者によって構成される団体（以下「事業所等」という。）を「各務原市環境行動優良事業所」（以下「優良事業所」という。）として認定し、事業所等の環境行動に関する活動を促進するとともに、優良事業所の活動を広く周知することにより、事業者及び市民の意識の高揚を図り、もって環境行動の一層の推進に資することを目的とする。

(認定の対象)

第2条 優良事業所の対象は、環境行動に関する活動について、積極的に取り組んでいる事業所等とする。

(認定の基準)

第3条 優良事業所の認定の基準は、次のとおりとする。

- (1) 別表に掲げる要件を3項目以上満たすこと。
- (2) 申請時以前の5年間について、環境保全関係法令又は条例等に基づく改善命令等の行政処分（勧告も含む。）を受けていないこと。事業活動に必要な許認可等に関する法令（薬事法、労働安全衛生法等）若しくは条例等又は公租公課に関する法令（各種税法等）若しくは条例等に関しても同様とする。
- (3) 申請時以前の3年間について、第7条第1項の規定による取消しの処分を受けていないこと。

(認定の申請)

第4条 優良事業所の認定を希望する事業所等は、各務原市環境行動優良事業所認定申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

(認定等)

第5条 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、優良事業所の認定をし、当該申請をした事業所等に認定証（様式第2号）及びステッカー（様式第3号）を交付するものとする。

(有効期間)

第6条 前条の規定による認定の有効期間は、次条第1項の規定による認定の取消し

の日までとする。

(認定の取消し)

第7条 市長は、優良事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による認定を取り消すことができる。

(1) 第3条に掲げる認定の基準を満たさなくなったとき。

(2) 事業を廃止し、又は休止したとき。

(3) 第9条の規定による環境行動優良事業取組計画・報告書の提出を怠ったとき。

(4) その他優良事業所としての認定が適当でないとき市長が認めるとき。

2 前項の規定による認定の取消しをするときは、市長は、優良事業所に対し、当該取消しの事由を文書で通知するものとする。

3 第1項の規定により優良事業所の認定を取り消された事業所等は、直ちに、第5条の規定により交付を受けた認定証及びステッカーを市長に返還しなければならない。

(認定による支援)

第8条 市長は、優良事業所の名称、環境行動に関する活動の内容その他の事項についての広報を行い、当該活動を支援するものとする。

(環境行動優良事業取組計画・報告書の提出)

第9条 優良事業所は、市長に対し、毎年度4月末日までに環境行動優良事業取組計画・報告書(様式第4号)を提出しなければならない。

(調査)

第10条 市長は、必要に応じ、優良事業所の認定を受けようとする事業所及び優良事業所に対し、環境行動に関する活動の状況を把握するために調査を行うことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成29年9月20日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表(第3条関係)

各務原市環境行動優良事業所認定基準

項目	要件	取組の内容の例
1	環境に配慮した取組	①レジ袋削減 ②施設、設備における環境配慮 ③化学物質への対策 ④新エネルギーの導入 ⑤グリーン調達を積極的に採用 ⑥水資源の保全 ⑦温度、湿度の管理 ⑧自動車の使用等 ⑨地域への協力 ⑩地球温暖化対策 ⑪一般廃棄物の適正な処理 ⑫産業廃棄物の適正な処理 ⑬不適正な処理等の予防
2	環境に関する地域への取組	①環境ボランティア活動への参加 ②店舗、事業所周辺への清掃作業及び予防活動 ③イベントによる環境問題についてPR
3	従業員等の環境活動や教育への取組	①研修会の開催等、環境教育 ②マイバッグ、マイカップ、マイはし等の持参
4	廃棄物の発生・排出を抑制する取組	①詰め替え品の積極的な利用及び使い捨て品の使用抑制 ②紙の発生抑制及び再使用の推進 ③生ごみの発生量抑制の工夫 ④長寿命品の積極導入・長期使用 ⑤物品調達・管理の工夫 ⑥簡易包装の推進
5	廃棄物を再使用する取組	①消耗品の再利用 ②備品類の長期使用・再使用の工夫
6	廃棄物を再生利用する取組	①基本的な分別の徹底と工夫 ②メーカー回収や自主回収の徹底と工夫
7	その他活動の取組	①フリーマーケットや集団資源回収等の会場の提供 ②販売した商品の修理や修繕 ③再生品や地球環境の保全につながる商品の取扱い

各務原市環境行動優良事業所認定申請書

年 月 日

（宛先）各務原市長

所在地 _____

名 称 _____

代表者（役職） _____ 印

担当者 _____

電 話 _____

各務原市環境行動優良事業所認定制度要綱第4条の規定により、次のとおり環境行動優良事業所の認定を申請します。

現在、取組を行っている項目は、以下のとおりです。

（該当する項目に○印を付け、具体的内容については裏面のとおりで。）

項目番号	○印	取 組 内 容
1		環境に配慮した取組
2		環境に関する地域への取組
3		従業員等の環境活動や教育への取組
4		廃棄物の発生・排出を抑制する取組
5		廃棄物を再使用する取組
6		廃棄物を再生利用する取組
7		その他の活動の取組

※申請には、上欄のいずれか3項目以上の取組を行っていることが必要です。

実施内容、時期などの具体的内容

項目番号	具体的な取組内容
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	

様式第2号（第5条関係）

認 定 証

認定番号第 号

各務原市環境行動優良事業所

様

貴事業所は、地域及び地球的規模の環境対策、廃棄物対策並びにその他環境配慮等に積極的に取り組んでいるとして、各務原市環境行動優良事業所認定制度要綱に基づき、各務原市環境行動優良事業所に認定します。

年 月 日

各務原市長

印

様式第3号（第5条関係）

各務原市環境行動優良事業所

環境行動優良事業所取組計画・報告書

年 月 日

（宛先） 各務原市長

住所（所在地）
事業所名
代表者名 印
担当者名
電話番号

各務原市環境行動優良事業所認定制度要綱第9条の規定により、 年度の環境行動優良事業取組計画・報告書を提出します。

現在、取り組んでいる地域及び地球的規模の環境対策、廃棄物対策並びにその他環境配慮等をした具体的な取組

今後、取り組もうとする地域及び地球的規模の環境対策、廃棄物対策並びにその他環境配慮等をした具体的な取組

その他（特記事項）